

改 正 後	改 正 前
<p>職員の特種勤務手当に関する条例</p> <p>第一条～第二十一条 (略)</p> <p>(警察業務手当)</p> <p>第二十二條 警察業務手当は、警察職員が次に掲げる業務又は作業に従事したときに支給する。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p><u>二十二 危険鳥獣(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。)の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p><u>二十二 前項第二十二号の作業 作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内において、当該作業の区分に応じて委員会規則で定める額</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第二十三條～第二十七條 (略)</p>	<p>職員の特種勤務手当に関する条例</p> <p>第一条～第二十一条 (略)</p> <p>(警察業務手当)</p> <p>第二十二條 警察業務手当は、警察職員が次に掲げる業務又は作業に従事したときに支給する。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第二十三條～第二十七條 (略)</p>